当ファンドは、主として投資対象ファンドを通じて、値動きのある有価証券等に投資しますので、実質的に組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

## 基準価額の変動要因

#### 資産配分リスク

複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、新興国の株式、公社債、通貨および派生商品等に機動的に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

#### 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

## 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

#### 為替変動リスク

#### Aコース(限定為替ヘッジ)

主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、当該主要投資対象ファンドが保有する米ドル建て資産については、為替相場の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。)が、当該主要投資対象ファンドが保有する米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。米ドルと円の金利差によっては、ヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

#### Bコース(為替ヘッジなし)

原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

#### 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

### カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

## 派生商品リスク

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、損失を被るリスクがあります。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

# その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ) の 適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

# リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視 運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な 是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証 ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が 行われます。
- 流動性リスクの管理
  - ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
  - ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

# お申込みメモ

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。				
購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。				
販売会社が定める期日までにお支払いください。				
販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。				
換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。				
原則、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。				
AコースとBコースとの間でスイッチング (乗換え) ができます。 *販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
原則、午後3時までに、販売会社が受付けを完了したものを当日のお申込み分とします。				
2022年7月15日から2023年1月12日までとします。 ※期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新することがあります。				
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。				
以下のいずれかに該当する日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ・ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日 ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日				
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。				
2023年4月14日まで(信託設定日:2018年4月27日)				
次のいずれかの場合は、信託を終了(繰上償還)する場合があります。 ・AコースとBコースの受益権口数の合計が30億口を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき				
原則、4月15日(休業日の場合は翌営業日)				
原則、年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
Aコース、Bコース 各5,000億円				
日本経済新聞に掲載します。				
毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、 販売会社を通じて交付します。				
課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非 制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。				

# ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率 (3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入 に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。
信託財産留保額	ありません。

# 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

_						
	運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	販売会社 年率0.75% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類 口座内でのファンドの管理および事務手続き		マのファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じ 務の内容> 委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 □座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
		投資対象ファンド	年率0.81%(上限)			
		実質的な負担 純資産総額に対して年率1.7175%(税抜1.635%)(上限)				
	その他の費用・手数料	金融商品等の売買委託手数料/信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用等 ※投資者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。 監査費用/法定書類関係費用/受益権の管理事務に係る費用等 ※純資産総額に対して年0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。  <主な役務の内容> 金融商品等の売買委託手数料:組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料監査費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用法定書類関係費用:印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用				

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、 表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期 期	項目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

<sup>\*</sup>復興特別所得税を含みます。

<sup>※</sup> 上記は、2022年4月末現在のものです。

<sup>※</sup> 少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<sup>\*\*</sup> 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<sup>※</sup> 法人の場合は上記とは異なります。

<sup>※</sup> 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。